



昭和四十年六月二日

第三回福生町議会臨時会欠議録 (第三回目)

第三回目

昭和四年六月二日第三回臨時議事録(第三回目)
一、昭和四年五月二日第三回臨時議事録(第二回目)
二、心招議員は次のとおりである。

- 一番 小澤 仁次 君 二番 關 剛 吾一 君 三番 村 野 弘 君
 - 四番 川 辺 忠 蔵 君 五番 青 藤 博 乃 文 君 六番 林 幸 男 君
 - 七番 大 沼 有 恒 君 八番 塩 野 鉄 次 助 君 九番 神 野 藤 操 君
 - 十番 岩 田 博 君 十一番 近 本 爲 文 君 十二番 中 村 國 太 君
 - 十三番 高 崎 豊 吉 君 十四番 加 藤 清 一 君 十五番 上 石 捨 吉 君
 - 十六番 岸 茂 君 十七番 高 橋 千 春 君 十八番 石 川 信 義 君
 - 十九番 杉 本 昭 雄 君 二十番 大 野 行 大 君 二十一番 堀 川 貞 君
 - 二十二番 田 村 通 雄 君 二十三番 大 久 保 一 郎 君 二十四番 中 西 孝 藏 君
- 二、心招議員は次のとおりである。
三、心招議員なし。

一、出席議員は次のとおりである。

出席議員は次のとおりである。

一、出席議員は次のとおりである。

出席議員は次のとおりである。

一、議事録の職務は次のとおりである。

議事録局長 長田 昭君 書記 野崎 重君

一、地方自治法第百三十一条の規定により、今議事録の職務は次のとおりである。

町長 石川 昭君 助役 森田 幸造君 収入税 秋山 誠一君	教育長 條崎 俊次君 大野 忠一君 森田 昭君
町長 石川 昭君 助役 森田 幸造君 収入税 秋山 誠一君	町長 石川 昭君 助役 森田 幸造君 収入税 秋山 誠一君
町長 石川 昭君 助役 森田 幸造君 収入税 秋山 誠一君	町長 石川 昭君 助役 森田 幸造君 収入税 秋山 誠一君
町長 石川 昭君 助役 森田 幸造君 収入税 秋山 誠一君	町長 石川 昭君 助役 森田 幸造君 収入税 秋山 誠一君
町長 石川 昭君 助役 森田 幸造君 収入税 秋山 誠一君	町長 石川 昭君 助役 森田 幸造君 収入税 秋山 誠一君
町長 石川 昭君 助役 森田 幸造君 収入税 秋山 誠一君	町長 石川 昭君 助役 森田 幸造君 収入税 秋山 誠一君
町長 石川 昭君 助役 森田 幸造君 収入税 秋山 誠一君	町長 石川 昭君 助役 森田 幸造君 収入税 秋山 誠一君
町長 石川 昭君 助役 森田 幸造君 収入税 秋山 誠一君	町長 石川 昭君 助役 森田 幸造君 収入税 秋山 誠一君
町長 石川 昭君 助役 森田 幸造君 収入税 秋山 誠一君	町長 石川 昭君 助役 森田 幸造君 収入税 秋山 誠一君
町長 石川 昭君 助役 森田 幸造君 収入税 秋山 誠一君	町長 石川 昭君 助役 森田 幸造君 収入税 秋山 誠一君

一、本日の議事録は次のとおりである。

日程第一、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改

正する条例案

(議案第三十号)

日程第二、福生町財政再建計画書の申出について

(議案第三十一号)

日程第三、地方財政再建特別措置法の適用並びに負担金等に関する陳

情書

(陳情第二号)

一、本日の議事録は次のとおりである。

議事録局長 長田 昭君

午前九時十分開議

一、議長(中西 隆君) 皆さん、お早うございます。本日の第一回は臨時会に二

日目と開催いたします。初日は午前七時三十分から午後七時三十分まで、二

日目は午前七時から午後七時まで、出席議員は現在三十三名でございます。この本

日の会議は成立いたしました。日程は午前八時から午後四時三十分まで、出席議員は現在三十三名でございます。この本

(製石粉湯水劑服法)

一、町長（石川常太郎君）　切實ようごさります。先般にかけ歸きまして
様々金貨の方へ物出申し上げたことを誠にありがとうござります。
第二日目には結構な本日も申出。並み人衆例改正果につらで憤
南の地獄議を願ひたいと思ひます。市井に先き立ちまして此
後約にかゝせまりかゝります。

一、儀長（平西府）殿に
おはかりなして、まゝ日程第一から日程第三につ
りて、一括議題として、州内儀懸りなして、恩の事のみ、示し、州内
儀ありまゐるか。

「異議なし」と時分有る

一議長（中岡虎蔵君） 此項議案を以て認めざるの決意をいたしました。

一議長（中岡虎蔵君） 日程第一議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する法律の改正する案（衆議院議案第三号、日程第二福生

福生町議会

財政費用會計書の申出に付て、議決案を以て、日程第三地方財政
再建特別措置法の運用並に負担手当に關する陳情書、陳情第
二五七号を議題に供します。議事の進行は日程第一議会の議員の
執勤及び費用并報酬に關する衆議院の決定改正する衆議院議決
案を以て、付て質疑並に討論意見を聴願いたします。

二子(又久保)郎君 議長

議長 中野虎藏君 二十三番

一、二、三番（大久保）部君一
先般、議院第五十九回の決議、議院として、先ん
設置をせし大特別委員会に付託せしむるわけでありませう。然し
この大特別委員会に付託し、詳細な審議を願ひたいと思ひ
ます。

一、議長（中野虎蔵君）　おはかりします。久がります。今番議長より、三
九号議案と実権の久します。や、本東も特別本賛会と只、此意見の

されたいわゆる手廻りのいふやうに本年年中完成という所まで
 進みつけたいわけがあります。今年よりうまいところを相増減のさ
 んでやり、二年や三年で所定三年で済むとわ、あつてはかき下すの
 ことゝあつていうわけがござります。かうしても早くやらないと心
 かん窮屈にさうというのの現状でござります。次に庁舎の関
 係がござりますけれども、これは絶対に手放すべきではないと
 考へております。第三に、区域行政でござります。この英は関係
 国と密接にさうして、二区域行政、新村合併等には支障をいさう
 ござります。むしろ適用を受けたい方ばかりです。そのいやり
 良いたう事を進めたいと考へております。第四に、中学校、小学校の
 用地がござります。この財政上のやりとりに無関係にありたいわけ
 事ではなかつた、南く新にとりまうと、土地の場合にはどうして
 幕僚になります。五年で返さなければならぬわけがござ

します。そこで新都市建設公社と接衝がなされています。こうしては
 態が異なります。ついでに少し土地を借つてよとの相殺を用いて
 やましてその了解を得てござります。公社にお願いして知りた方
 々後の支払いが楽になつた事になりました。わが町であります。
 友了解を得ております。尚第六小学校の新築敷地につぎまして
 も一応建設公社に賛成してお願いしようとする了解を得ております。第七
 小学校の場合、西側の二つは本年築成でござりますけれども、現在建坪
 並みに児童数の関係でどうしても具合が悪くなつたわけがあります。
 従つて三建通りとします。これは残った分は全部自己財源となる
 わけで、児童数の増えるに従つて文部省のついでに防犯等の補助がい
 くらゐあつたわけ、従つて児童数の増加を計算してさうしようとする
 四年、五年に継ぎます事にしようしております。第九番目に、常備消防
 防の件でござりますけれども、これは針閣度更をもつてござります。

つくりやぶつびります。最後に人員整理で、現在の所従来の自然減をもちまして最終年度までの四年で変へば、さうまでいくという考えをもちつくりまして、無理に人員整理をする必要はないというふうにわかります。ふにはなお研究のたしなむ、研究命令をもちまして、勧奨をいたしますのか、お話しした方が自願でよいかと考えつくりま。今の所研究の段階まで入つておりません。自然減での増減りについてはあつたかと考えつくりまして、より簡単にぶつびりますか、答弁といふします。

一、三番（天久保）郎君 議長

議長 中西虎藏君 二三番

一、二三番（天久保）一郎君、中谷井履うたわけです。この第一の補助金に
町長は補助率の減方としよう。第七百九十九の補助率に減方と、国の
年度の補助金額の減方と、この第七百九十九の補助金に減方と、この

につきりやばないか、要するに年間百億のものか、八十億となり、五十億
 にするところ、事だと思ひますか、この吳明確に州府并頼いといふ思ひ
 ます。又用地の問題については、了解せし得る地方と云うて知ります
 か、さういふ事を計るが如きといふ事は、自治省も了解せし得るものか
 読明頼いといふ思ひます。人質整理をしないといふ事も善いとい
 事だか、やうは事なうといふ事、軍事費を減くには、こうなるとい
 う事に對して、自治省も、さういふ事、さういふ事、さういふ事、さうい
 合、將來の考え方は、さういふ事、さういふ事、さういふ事、さういふ事、

議長(中酒老戯石) 石川時英

一、町長、石川常太郎君、今、^レ之^ヲも修せと云う。今年、仕事は量も減

かせといふ事は中絶に因るものなりと云ひますが、唯々、確々、事
 にはござるまいか、全体の金額も減り、それから単価も下げられる
 はずといふといふ事も有りつてあります。又、学校用地にござりますか、